

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成27年10月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500108 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500053 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成 15 年 8 月 20 日は 150 万円、平成 15 年 12 月 26 日は 46 万 2,000 円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る上記期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 20 日
② 平成 15 年 12 月 26 日

A社から請求期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、年金事務所の記録に当該標準賞与額の記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社の請求期間当時の社会保険事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」、同社の元従業員から提出された賞与明細書及び預金通帳に記載されている振込履歴から判断すると、請求者の請求期間①に係る賞与額は 170 万 5,000 円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料（8 万 3,850 円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②について、前述の社会保険事務担当者から提出された「2003(1). 12. 26. 冬季賞与支給控除一覧」、A社の破産管財人から提出された「更正配当表(労働債権)」、同社の元従業員から提出された賞与明細書及び預金通帳に記載されている振込履歴から判断すると、請求者の請求期間②に係る賞与額は 46 万 2,000 円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料（2 万 5,825 円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間②に係る賞与は、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から当該冬季賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額が同社の元従業員の銀行口座に振り込まれている。請求者についても当該冬季賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額が請求者の銀行口座に振り込まれており、平成15年12月の賞与は、当時、未払金となっていたことが確認できる。

また、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の資料に記載されている請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は150万円、請求期間②は46万2,000円とすることが妥当である。

さらに、請求期間①及び②の賞与支給日については、A社の請求期間当時の社会保険事務担当者の陳述及び同社の元従業員から提出された資料等から判断すると、請求期間①は平成15年8月20日、請求期間②は平成15年12月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は、資料がないため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500112 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500052 号

第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄）：女（妻）
基礎年金番号：
生年月日：昭和 18 年生
住所：

2 被保険者等の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和 15 年生

3 請求内容の要旨

請求期間：平成 5 年 5 月 1 日から平成 6 年 12 月 21 日まで
私の夫は、A 社に勤務していたが、そのときの厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、訂正請求記録の対象者が、請求期間において、A 社に勤務していたと陳述しているが、同社は、「訂正請求記録の対象者を雇用したことはなく、勤務実態は無い。」と回答しており、請求期間当時、同社において厚生年金保険被保険者記録を確認できる同僚 11 人に照会し、7 人から回答があったが、その 7 人の回答からは訂正請求記録の対象者が同社に勤務していたことは確認できない。

また、A 社における社会保険の取扱いについて、同社の社会保険事務担当者は、「従業員は入社するとすぐに厚生年金保険と雇用保険に加入させている。」と回答しており、上記の同僚 7 人全員も「入社してすぐに厚生年金保険と雇用保険の加入手続きが行われていた。」と回答しているところ、訂正請求記録の対象者については、厚生年金保険の加入記録及び雇用保険の加入記録が確認できない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録に、訂正請求記録の対象者の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者は、請求期間前に勤務し

た事業所における厚生年金保険被保険者資格を平成5年5月1日に喪失し、同日、国民年金被保険者資格を取得しており、請求期間は国民年金の加入期間であり、当該期間の国民年金保険料は申請により全額免除となっている。

このほか、請求者は、訂正請求記録の対象者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに訂正請求記録の対象者が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500113 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500054 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②及び③について、請求者の B 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月 1 日から昭和 54 年 9 月 1 日まで
② 昭和 59 年 6 月 10 日から平成 4 年 10 月 1 日まで
③ 平成 6 年 10 月 1 日から平成 7 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 8 月から昭和 54 年 8 月まで A 社、昭和 59 年 6 月から平成 8 年 10 月まで B 社にそれぞれ勤務し、両社において建設の業務に従事しており、給与も両社共に毎月 22 万円から 23 万円が支給されていた。

しかし、厚生年金保険の記録では、請求期間①、②及び③（以下「請求期間」という。）の標準報酬月額が実際の支給額より低い額で記録されているので、実態に即した標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は請求期間の給与明細書を所持していない上、請求事業所である A 社及び B 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、唯一連絡のとれた請求期間①当時の役員も「当時の資料等は無く、具体的に回答できない。」と回答していることから、請求者に係る請求期間の給与月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、オンライン記録から、A 社における請求期間①の標準報酬月額は、事業主のみが請求者が主張する給与額に近い 20 万円と同社で最も高い額となっており、それに次ぐ請求者と同世代の被保険者は、請求者と同程度の標準報酬月額であり、請求者の当該期間の標準報酬月額が 13 万 4,000 円であることに特段の不自然さは見受けられない。

さらに、オンライン記録から、B社において、i) 請求者の資格取得時の標準報酬月額が14万2,000円と記録されており、当該取得時点において同社の被保険者である6名の中では最も高い額であること、ii) 請求者と同時期に資格取得している事業主の標準報酬月額が請求者の主張する22万円になったのは、請求者と同じ平成4年10月であること、iii) 請求期間②及び③の標準報酬月額の推移が請求者とほぼ同様である被保険者(役員)が確認できるなど、請求者の当該期間の標準報酬月額が22万円を下回っていることに特段の不自然さは見受けられない。

加えて、請求者に係るA社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票並びにオンライン記録には標準報酬月額が遡って低く訂正されたような形跡は無く、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然さはみられない。

その上、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した同僚に照会したところ、A社では2名、B社では3名から回答があったものの、厚生年金保険料の控除等についての具体的な回答を得ることができない。

このほか、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認又は推認できる関連資料(給与明細書、源泉徴収票及び確定申告書等)は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。